

平成28年度周南市保育所等徴収金額（保育料）表

階層区分	周南市階層区分 市民税所得割額		子の定義		子区分	3歳未満（3号）		3歳以上（2号）				軽減される場合		
			二人親世帯	母子世帯等		標準時間（円/月）	短時間（円/月）	3歳児		4歳以上児		同一世帯で2人以上利用の場合	同一世帯で1人利用の場合	同一世帯で ^{※1} 保育所等と ^{※2} 幼稚園等を利用している場合
								標準時間（円/月）	短時間（円/月）	標準時間（円/月）	短時間（円/月）			
A	生活保護世帯		保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし） ※同居をしていない子どもを含む	保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし） ※同居をしていない子どもを含む	第1子	0円		0円		0円		年齢が最も高い利用児童は全額（ただし第3子以降のときは無料）とし、その他の利用児童は無料とする。	利用児童が第3子以降のときは無料とする。	①1人目が幼稚園等、2人目以降が保育所等を利用しているときは、2人目は徴収金額の半額（ただしBからD2の階層で第3子以降のときは無料、D3からD7の階層で第3子以降のときはさらに半額）とし、3人目以降は無料とする。 ②1人目と2人目が幼稚園等、3人目以降が保育所等を利用しているときは、3人目以降は無料とする。 ③1人目と3人目以降が保育所等、2人目が幼稚園等を利用しているときは、1人目を全額とし、3人目を無料とする。 ただし、1人目の徴収金額が、左記の「同一世帯で2人以上利用の場合」で算定した徴収金額を超えるときは、「同一世帯で2人以上利用の場合」で算定した徴収金額とする。
		第2子			0円		0円		0円					
BO	均等割非課税世帯（母子世帯等）				第1子	0円		0円		0円				
		第2子			0円		0円		0円					
B	均等割非課税世帯				第1子	9,000円	8,800円	6,000円	5,800円	6,000円	5,800円			
		第2子			4,500円	4,400円	3,000円	2,900円	3,000円	2,900円				
CO	48,600円未満（母子世帯等）				第1子	8,500円	8,350円	7,000円	6,850円	7,000円	6,850円			
		第2子			0円	0円	0円	0円	0円	0円				
C	48,600円未満				第1子	18,000円	17,600円	15,000円	14,700円	15,000円	14,700円			
		第2子			9,000円	8,800円	7,500円	7,350円	7,500円	7,350円				
D1	1	48,600円以上 57,700円未満	第1子	24,000円	23,500円	20,000円	19,600円	20,000円	19,600円					
		48,600円以上 57,700円未満 (母子世帯等)	第1子	12,000円	11,750円	10,000円	9,800円	10,000円	9,800円					
	2	57,700円以上 72,800円未満	第1子	12,000円	11,750円	10,000円	9,800円	10,000円	9,800円					
		57,700円以上 72,800円未満 (母子世帯等)	第2子	0円	0円	0円	0円	0円	0円					
D2	1	72,800円以上 77,101円未満	第1子	30,000円	29,400円	27,000円	26,500円	26,000円	25,500円					
		72,800円以上 77,101円未満 (母子世帯等)	第1子	15,000円	14,700円	13,500円	13,250円	13,000円	12,750円					
	2	77,101円以上 97,000円未満	第2子	0円	0円	0円	0円	0円	0円					
		77,101円以上 97,000円未満	第2子	0円	0円	0円	0円	0円	0円					
D3	97,000円以上 133,000円未満		同一世帯で小学校就学前までの子ども		38,000円	37,300円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円	年齢が最も低い利用児童は全額（ただし、第3子以降のときは半額）とし、その他の利用児童は無料とする。 ただし、同一世帯で第1子及び第2子が同時利用し、第3子以降が利用していない場合、次の階層及び年齢のときは、以下のとおりとする。 ①D5からD7の階層で、4歳以上児と3歳未満児が利用のときは、4歳以上児は全額とし、3歳未満児は徴収金額の半額とする。 ②D6又はD7の階層において、3歳児と3歳未満児が利用のときは、3歳児は全額とし、3歳未満児は徴収金額の半額とする。	利用児童が第3子以降の時は徴収金額の半額とする。		
D4	133,000円以上 169,000円未満				44,500円	43,700円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円				
D5	169,000円以上 301,000円未満				58,000円	57,000円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円				
D6	301,000円以上 397,000円未満				74,000円	72,700円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円				
D7	397,000円以上				80,000円	78,600円	33,000円	32,400円	27,000円	26,500円				

1 年齢は、保育所等利用開始日の属する年度の4月初日をもって認定する。
 2 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害者（児）のいる世帯をいう。
 3 住宅取得等の特別控除に係る減税の取扱いについては、適用しないものとする。